

第2期厚木市消防力整備計画（案）



【令和3（2021）年度～令和8（2026）年度】

厚木市消防本部

第2期厚木市消防力整備計画

目 次

第1章 厚木市消防力整備計画について

1 計画策定の趣旨	1
2 整備計画の位置付け・目標	2
(1) 整備計画の位置付け	2
(2) 整備計画の目標	3
(3) 整備計画における持続可能な開発目標（SDGs）の取組	4
3 計画期間	5
4 目標指標の事業実績（平成30年度～令和2年度）	6
(1) 消防力の充実・強化	6
(2) 救急体制の充実	7
(3) 防火対策の推進	8

第2章 管内の状況

1 人口・消防力	9
(1) 人口の推移	9
(2) 将来人口推計	11
(3) 消防力	13
2 火災等の状況	19
(1) 火災	19
(2) 救急	21
(3) 救助	23

第3章 単位施策の方向性と取組

1 消防体制の充実	24
(1) 消防組織の整備充実	24
(2) 消防装備・消防水利の充実	25
(3) 警防業務の充実	26
(4) 指令業務の充実	26
(5) 消防団の充実	27
2 救急体制の充実	28
(1) 救急高度化の推進	28
(2) 応急手当普及啓発の推進	28
(3) 救急需要対策の推進	28

3 火災予防対策の推進	30
(1) 住宅防火対策の推進	30
(2) 防火管理体制の充実	30
(3) 危険物施設の安全確保の強化	30

1 計画策定の趣旨

第1期厚木市消防力整備計画（以下「第1期計画」という。）は、平成30（2018）年度から令和2（2020）年度までを計画期間として策定し、「命と暮らしを守る社会の実現」を目的とした基本理念や「消防・防災体制の強化」、「救命第一のまちの実現」、「火災のない安心・安全なまちの構築」などの成果目標として設定し、消防力を充実強化するための各施策に取り組んできました。

近年の全国で発生している災害や事故を見ると、複雑・多様化、また、大規模化する傾向にあり、大規模地震や台風などによる豪雨災害の発生が頻発しています。

また、超高齢社会の進展などを背景とした救急需要の増加など、消防に期待される役割は大きいところです。

本市の災害発生状況を見ると、火災の発生は減少傾向にあるものの、救急出動は、平成24（2012）年から年間一万件を超え、また、救助出動やその他の出動も増加傾向にあり、救急隊に限らず、消防隊や救助隊の出動についても増加の様相を呈しています。

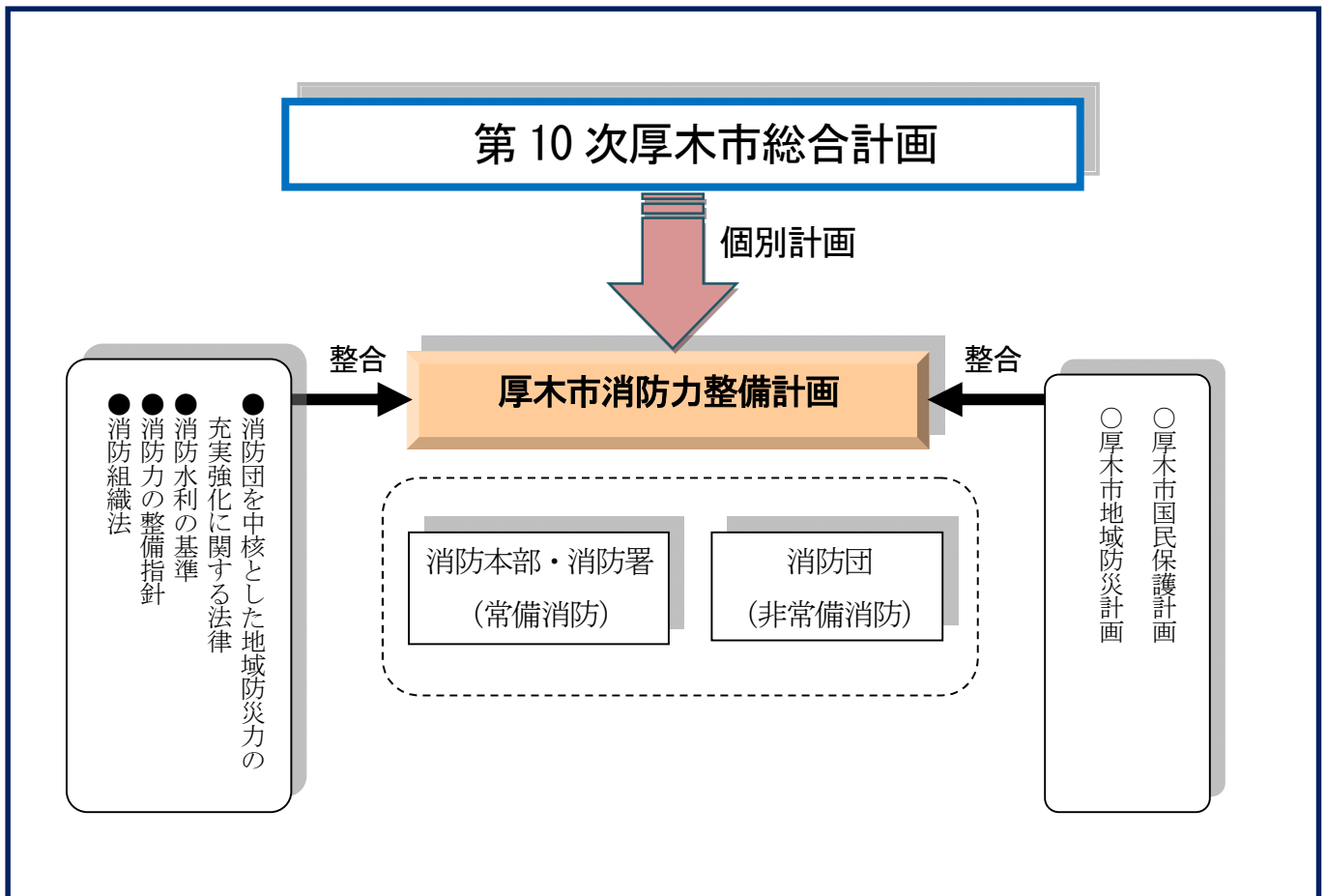
特に、高齢化が進むことにより、更なる救急需要が見込まれ、救急体制の充実が喫緊の課題の一つとなっています。

今後も、消防に寄せられる市民ニーズが増大する中、都市基盤や高規格幹線道路の整備など、消防を取り巻く環境の変化や災害発生状況等を考慮し、新たにスタートする第10次厚木市総合計画（以下「総合計画」という。）の「まちづくりビジョン」として掲げる「命、財産を守り抜くまち」の個別計画として位置付け、引き続き、消防力の更なる充実・強化を計画的に推進するため、令和2年度（2020）年度をもって満了する第1期計画を見直し、令和3（2021）年度を始期とする第2期厚木市消防力整備計画（以下「第2期計画」という。）を策定します。

2 整備計画の位置付け・目標

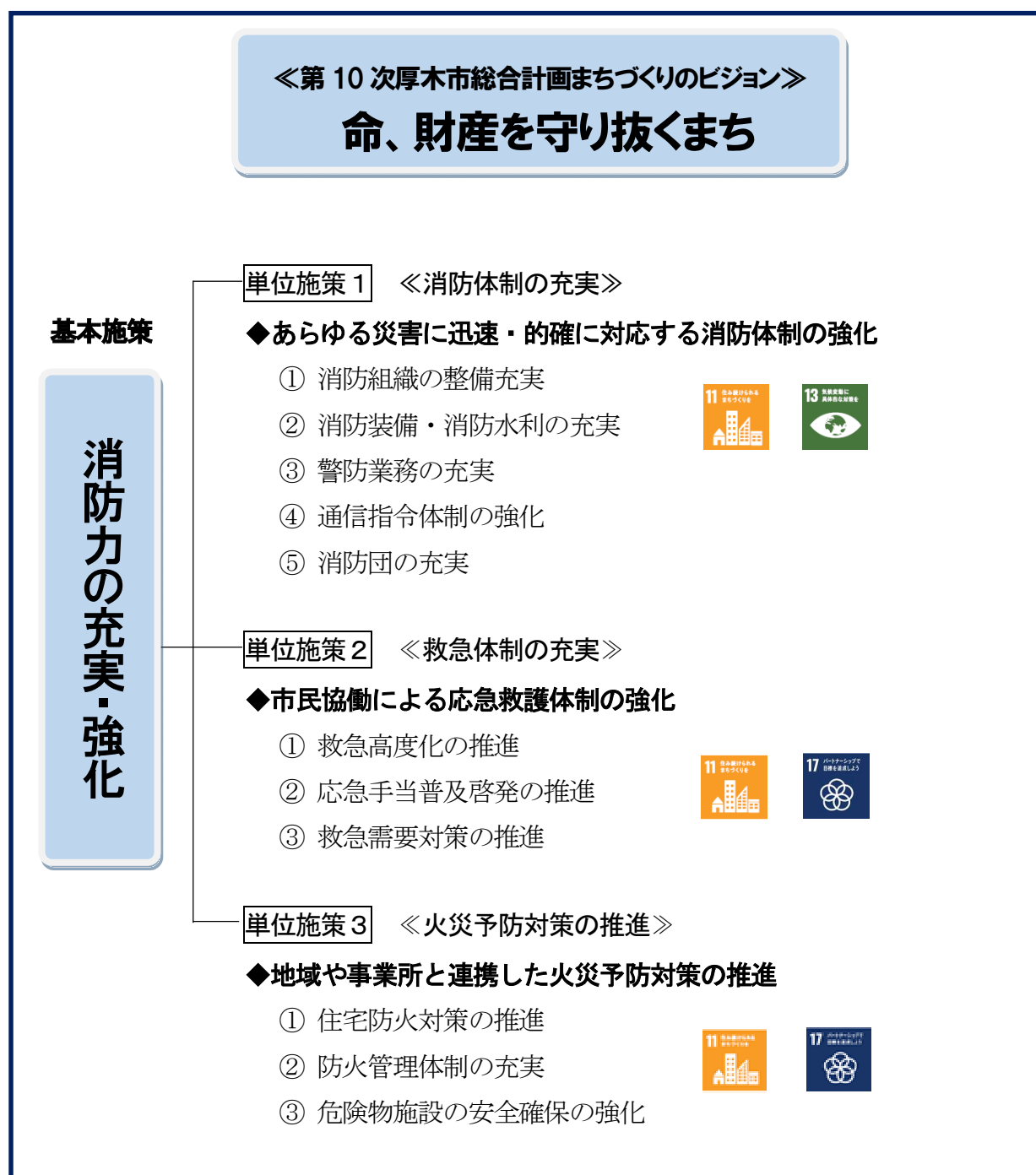
(1) 整備計画の位置付け

第2期計画は、総合計画の施策を着実に推進するための個別計画であり、策定に当たっては、関係法令や国の指針と併せて、「厚木市地域防災計画」や「厚木市国民保護計画」との整合を図り、本市の常備消防だけでなく、非常備消防である消防団も含めた消防力の充実強化を図るための計画です。



(2) 整備計画の目標

第2期計画は、消防の責務を十分に果たし、各種災害等から市民生活の安心・安全を確保するため、「消防体制の充実」、「救急体制の充実」、「火災予防対策の推進」を単位施策の3本柱として掲げ、「命、財産を守り抜くまち」の実現を目指します。



(3) 整備計画における持続可能な開発目標 (SDGs) の取組

持続可能な開発目標 (SDGs) とは、平成 13 (2001) 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された令和 12 (2030) 年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、令和 12 (2030) 年を年限とする 17 の国際目標が定められています。

◆SDGs 17 の目標



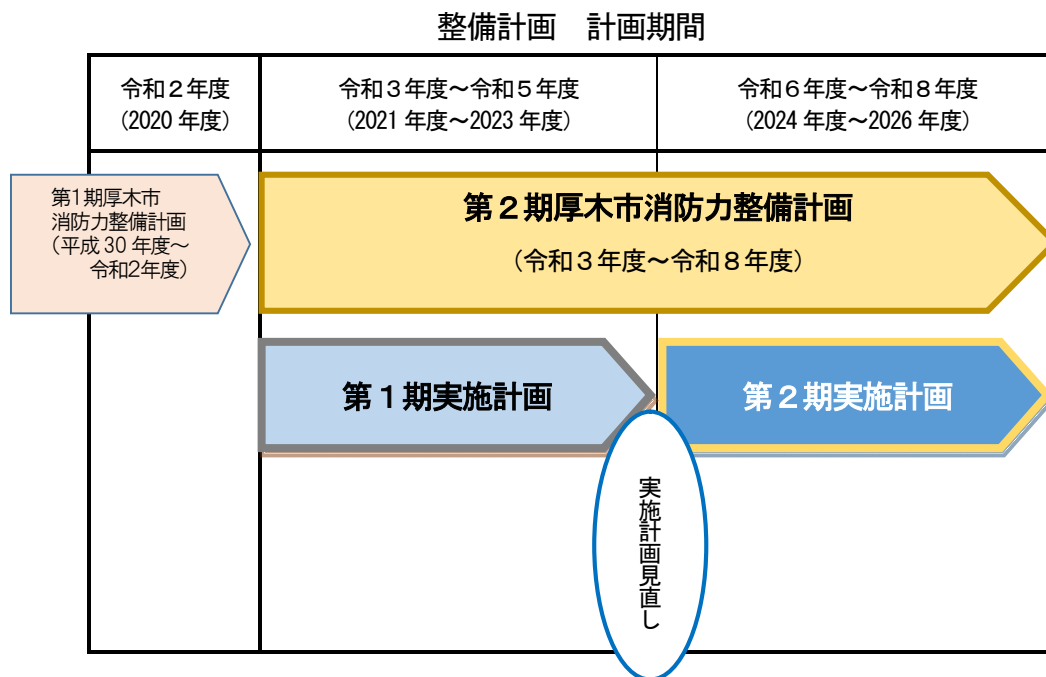
【整備計画が取組むべきSDGsの目標】



3 計画期間

第2期計画の計画期間は、総合計画第1期基本計画との整合を図るため、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間とします。

また、第2期計画に基づく実施計画は、本市や消防を取り巻く状況を勘案した中で、中間年度に見直しを行います。



4 目標指標の事業実績（平成30年度～令和2年度）

平成30（2018）年度から令和2（2020）年度までの整備計画における取り組みによる成果は次のとおりです。

（1） 消防力の充実・強化

項目		平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
		目標	実績	目標	実績	目標	実績
① 消防庁舎 の整備	相川分署	基本設計 実施設計 地盤調査	用地測量 用地取得等	杭工事 建設工事	基本設計 実施設計 地盤調査	建設工事 完成	杭工事 建設工事
	南毛利分署	用地測量 用地取得等	用地測量 用地取得等	基本設計 実施設計 地盤調査	基本設計 実施設計 地盤調査	杭工事 建設工事	杭工事 建設工事
	睦合分署 消防訓練場	—	—	訓練施設 移設検討	訓練施設 移設検討	訓練施設 移設検討	訓練施設 移設検討
② 消防車両整備台数 (累計)		6台	7台	13台	14台	21台	20台
③ 耐震性防火水槽整備数 (累計)		—	—	1基	1基	2基	2基
④ 消防団員充足率		98%	94.1%	100%	93.6%	100%	91.5%
⑤ 大規模災害 サポート隊員数		76人	67人	76人	65人	76人	72人

・令和2（2020）年度の実績については、10月末の数値

《取組成果》

- ① 相川分署と南毛利分署の新築事業については、令和3（2021）年度の完了に向け、地盤調査及び設計委託が完了しました。
また、睦合分署訓練場整備については、今後の訓練施設の在り方や機能強化などを検討しました。
- ② 「消防車両更新計画」に基づき、複雑・多様化する災害に対応ができる機能性に優れた消防車両（消防団車両を含む。）を整備しました。
- ③ 消防水利の充実を図るため、震災時の火災にも的確に対応できる耐震性を有する防火水槽を整備しました。
- ④ 消防団の確保対策については、各種イベントで消防団の必要性や重要性についてPR活動に取り組みました。
- ⑤ 大規模災害サポート隊の体制強化を図るため、経験豊富な消防団員の退職者の入隊促進に取り組みました。

(2) 救急体制の充実

項目	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
① 救急隊の救急救命士配置人数(累計)	43人	40人	46人	43人	49人	44人
② 市民による心肺蘇生実施率	65.5%	65.9%	66.0%	61.2%	66.5%	67.3%
③ 普通救命講習会受講者数(累計)	2,500人 (25,000人)	2,371人 (25,235人)	2,500人 (27,500人)	2,405人 (27,640人)	2,500人 (30,000人)	230人 (27,870人)
④ 市民救命サポート隊設置地区(累計)	2地区	3地区	3地区	3地区	4地区	3地区

・令和2(2020)年度実績については、10月末の数値

《取組成果》

- ① 全救急隊に2人以上の救急救命士を配置し、救急業務の高度化に取り組みました。
- ② 救急隊が現場に到着するまでに救急現場に居合わせた市民による心肺蘇生実施率の向上に取り組みました。
- ③ 市民ニーズや年齢層に応じた普通救命講習会を積極的に開催し、応急手当の普及啓発に取り組みました。
- ④ 市民救命サポート隊については、自主救護の気運の高い市内3地区に設置し、市民協働による応急救護体制の推進に取り組みました。

(3) 防火対策の推進

項目	平成30年度 (2018年度)		令和元年度 (2019年度)		令和2年度 (2020年度)	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
① 出火率	2.3件	2.6件	2.3件	2.4件	2.3件	1.1件
② 住宅用火災警報器の設置率	93.0%	87.0%	96.0%	87.0%	100%	89.0%

・令和2（2020）年度の実績については、10月末の数値

・出火率：人口1万人当たりの火災件数の割合。率が少ないほど火災発生割合が少ない。

※ 住宅用火災警報器の実績は、総務省消防庁が公表した本市の推計設置率

《取組成果》

- ① 防火意識の高揚を図るため、火災予防啓発を継続して実施したことにより、近年の出火率は低下の傾向にあります。
- ② 住宅火災による被害の低減を図るため、住宅防火診断や戸別訪問を実施し、住宅用火災警報器の設置促進に取り組みました。

1 人口・消防力

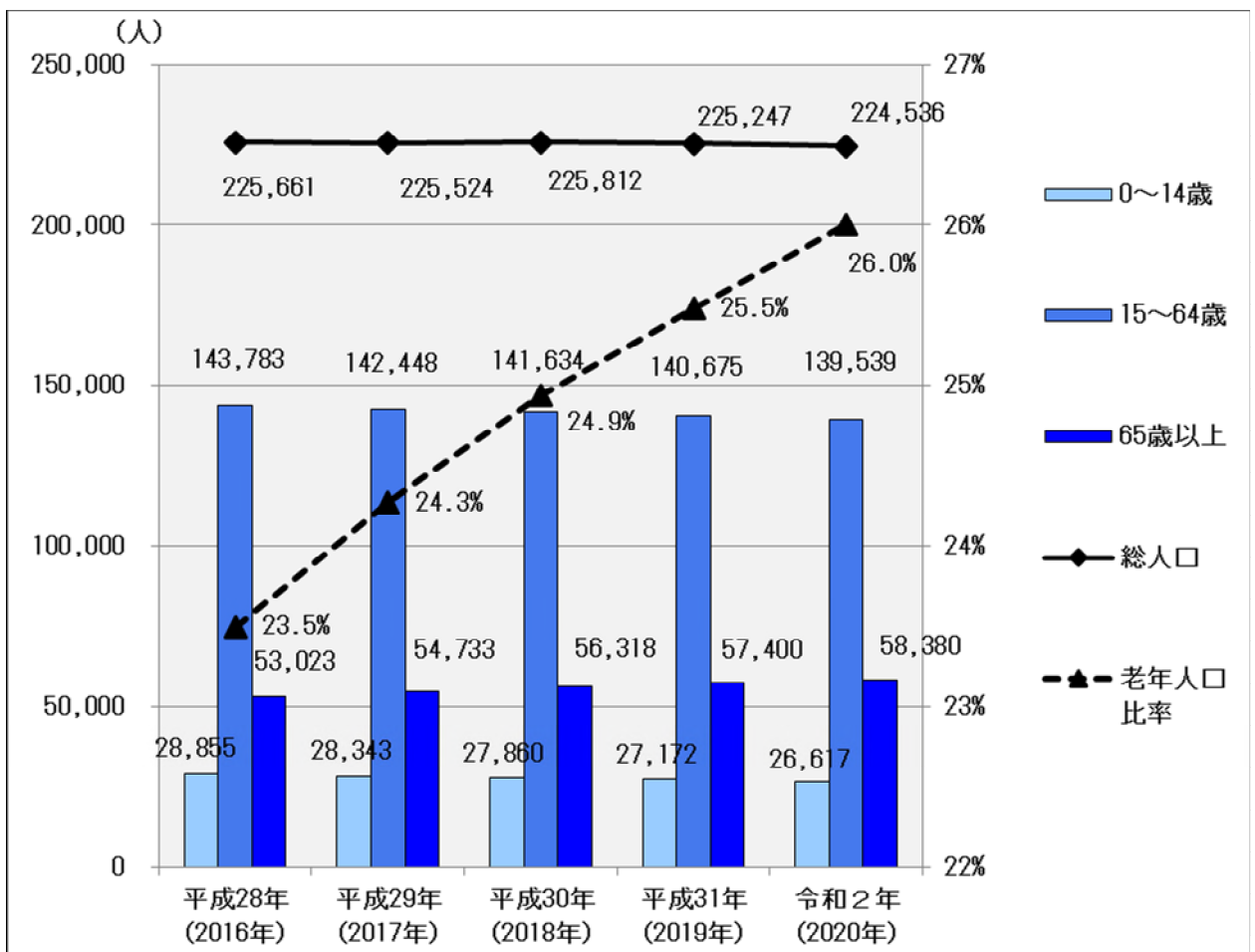
(1) 人口の推移

ア 厚木市の年齢別人口の推移

本市の総人口は、近年では横ばいとなっています。

また、年少人口及び生産年齢人口は減少傾向にある一方で、老年人口（65歳以上）は増加しており、令和2（2020）年は、人口総数の26.0%となっています。

○ 図表1 厚木市の総人口及び年齢層別人口の推移



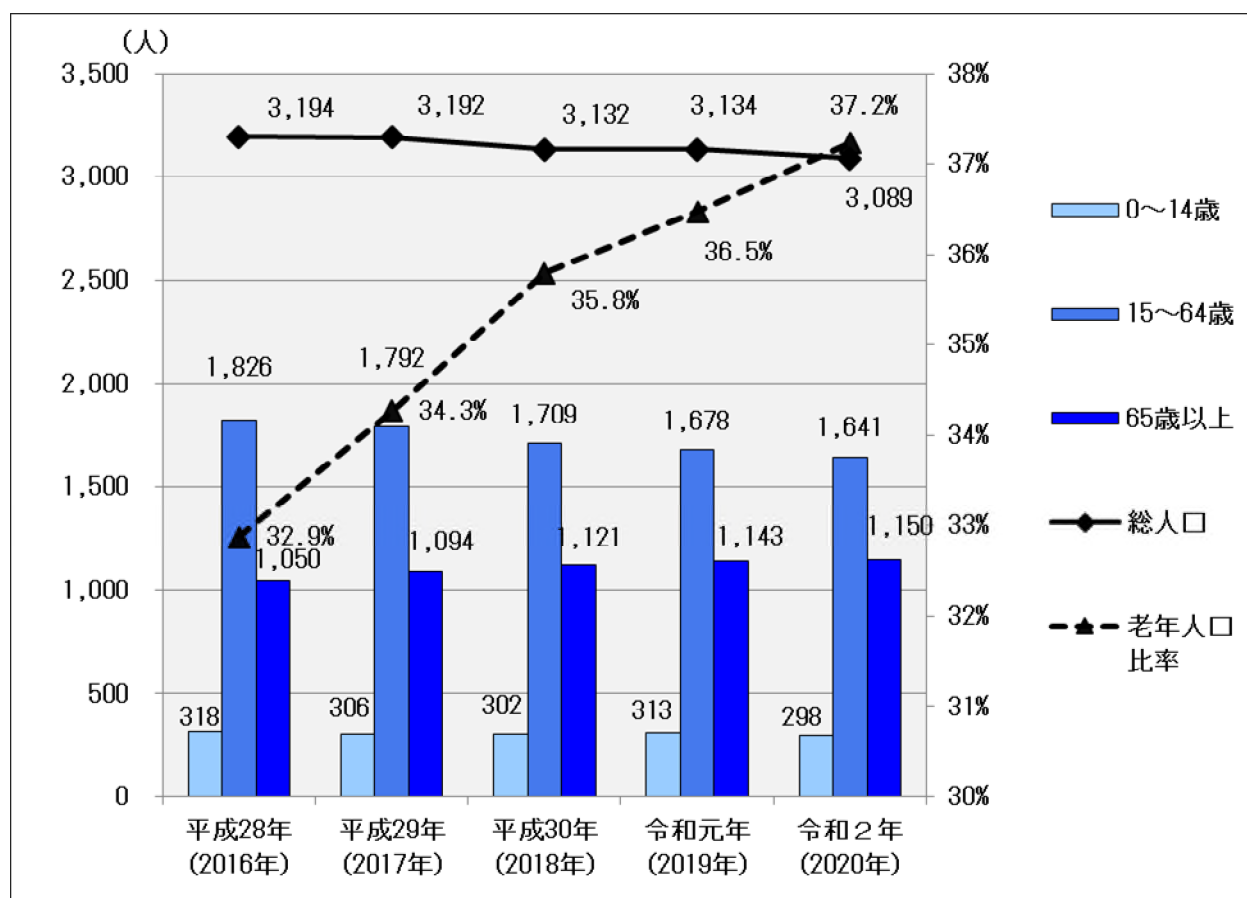
出典：厚木市「統計あつぎ」を基に作成

イ 清川村の年齢別人口の推移

本市は、平成28（2016）年度から清川村の消防事務を受託していることから、清川村の人口の推移についても注視する必要があります。

清川村の人口は、平成2（1990）年の3,549人がピークで、令和2（2020）年は3,089人となっています。この中で、老年人口は増加を続けており、令和2（2020）年は、人口総数の37.2%となっています。

○ 図表2 清川村の総人口及び年齢層別人口の推移



出典：神奈川県「ホームページ」を基に作成

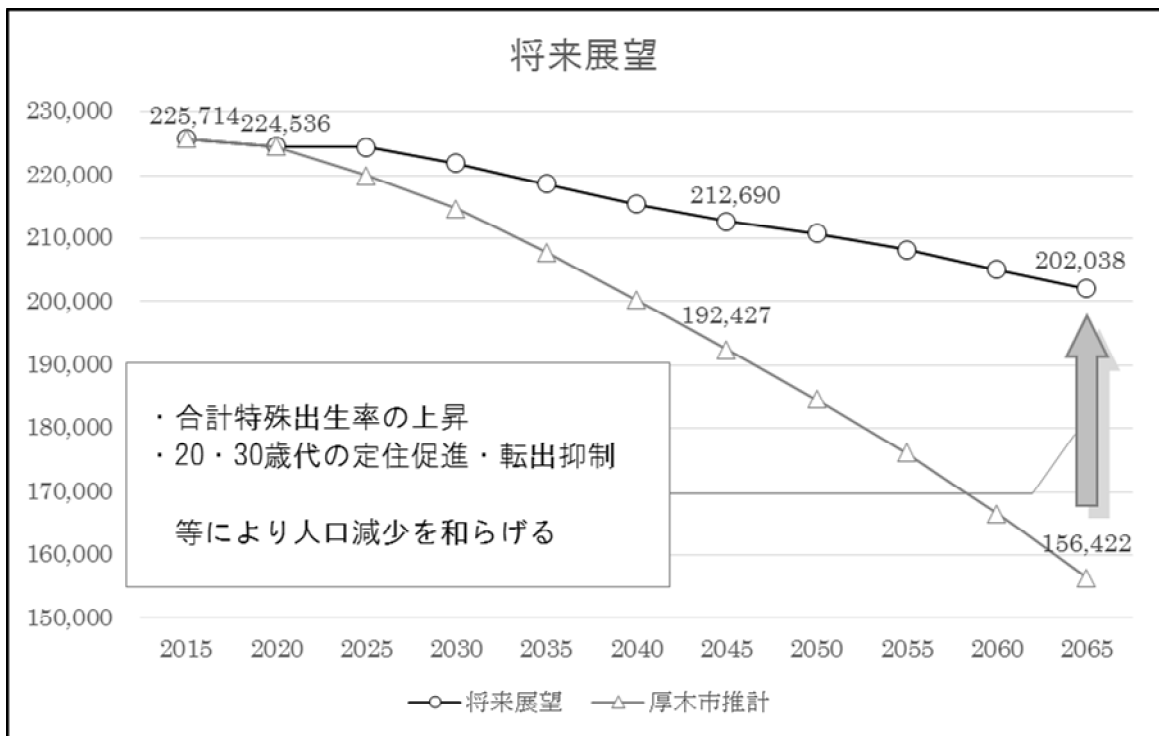
(2) 将来人口推計

火災発生件数や救急出動件数は、人口総数や老年人口におおむね比例する傾向にあることから、将来人口推計に注視して消防力の整備を検討する必要があります。

ア 厚木市の将来人口推計

令和3（2021）年3月に策定された厚木市人口ビジョンにおいて、合計特殊出生率の上昇や20歳・30歳代の定住促進・転出抑制等に取り組むことにより、令和27（2045）年では212,690人、令和47（2065）年では202,038人をそれぞれの年次の目標としています。

○ 図表3 厚木市推計と将来展望



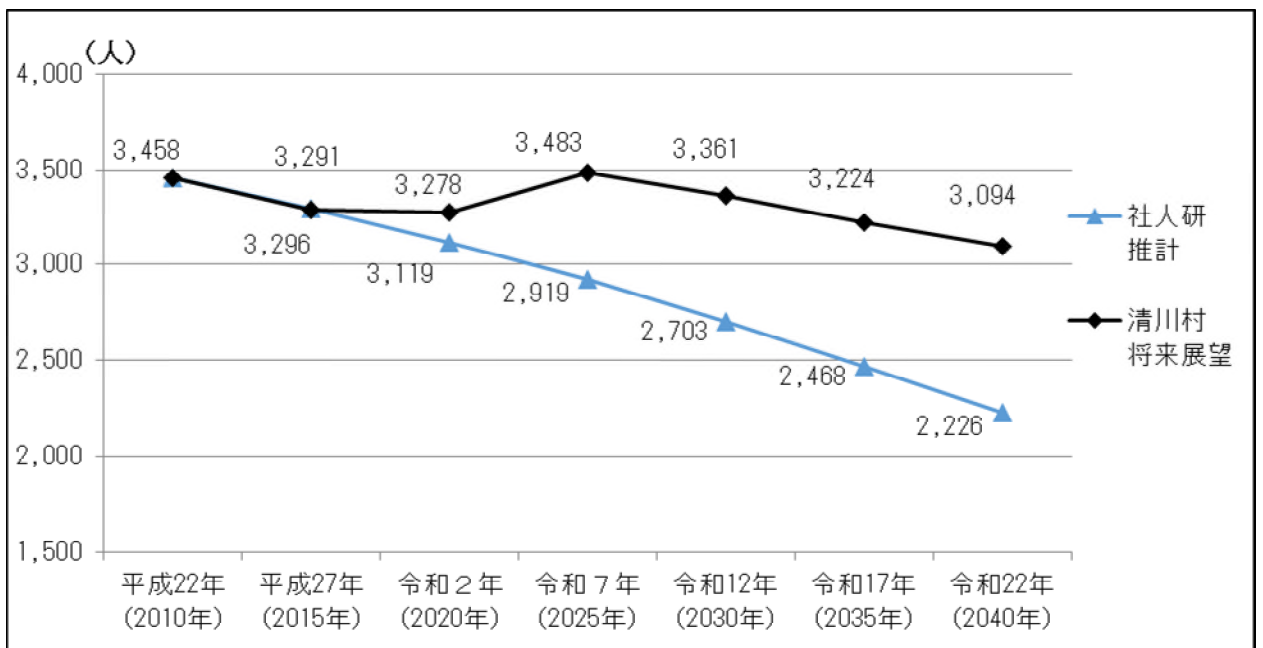
出典：「厚木市作成（令和2年9月）」

イ 清川村の将来人口推計

清川村人口ビジョンでは、自然減・社会減の傾向となり、長期的には減少が続く予測ですが、子育て世代の移住・定住促進推進事業等を進め、将来的には継続的な定住促進住宅居住者の入れ替え及び新たな居住地の確保等を図り、人口構造の若返りを目指すことで、社人研※推計と比較して、令和22（2040）年で868人の増加を見込んでいます。

※社人研 …… 国立社会保障・人口問題研究所の略称。人口や世帯の動向を捉えるとともに、内外の社会保障政策や制度についての研究を行う厚生労働省に所属する国立の研究機関

○ 図表4 清川村の人口の将来展望



出典：清川村人口ビジョン

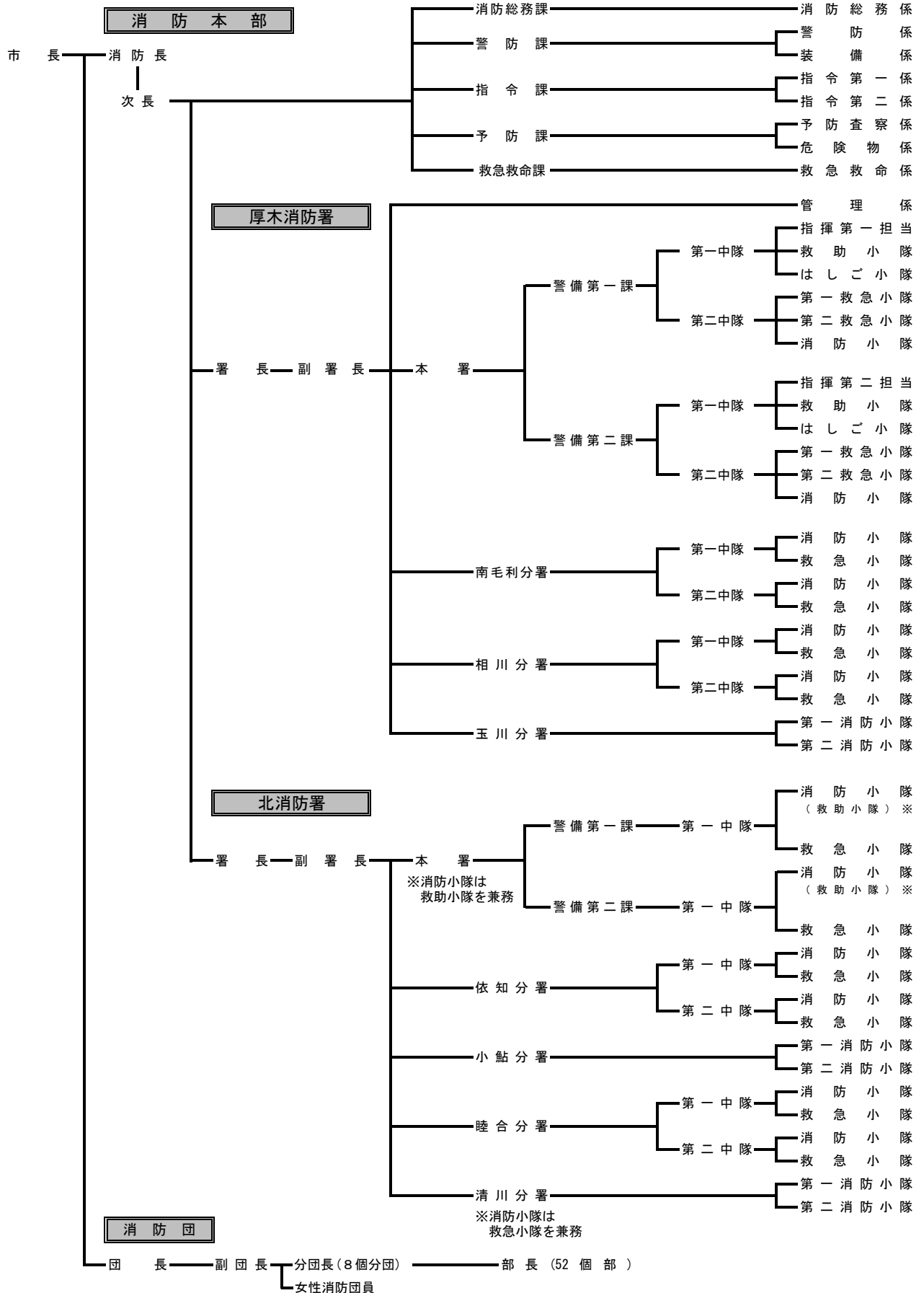
(3) 消防力
ア 署所の配置

令和2（2020）年4月1日現在、2消防署（厚木・北消防署）、7分署（南毛利・相川・玉川・依知・小鮎・睦合・清川分署）を配置し、24時間の2交代体制勤務で災害対応に当たっています。



イ 消防の機構

(令和2年4月1日現在)



ウ 消防車両配置状況

各署所における消防車両の配置状況は、次のとおりです。

令和2年4月1日現在

署 所		配置車両	台数	備考	
消防本部		広報車	2		
		連絡車	4		
		調査車	1		
		指令車	1		
		マイクロバス	1		
厚木消防署	本 署	消防ポンプ自動車	1		
		はしご車	2		
		救助工作車	1		
		水難救助車	1		
		高規格救急自動車	2		
		水槽付ポンプ自動車	1		
		指令車	1		
		救急二輪車	1		
		資材運搬車	1		
		作業車	1		
		南毛利分署	消防ポンプ自動車	1	
	高規格救急自動車		1		
	査察車		1		
	作業車		1		
	相川分署	消防ポンプ自動車	1		
		化学消防ポンプ自動車	1		
		高規格救急自動車	1		
		作業車	1		
		資材運搬車	1		
		査察車	1		
	玉川分署	消防ポンプ自動車	2	非常用1台含む	
		作業車	1		
		査察車	1		
北消防署	本 署	消防ポンプ自動車	1		
		救助工作車	1		
		高規格救急自動車	2	非常用1台含む	
		査察車	1		
		指令車	1		
		作業車	1		
		救急二輪車	1		
		拠点機能形成車	1		
	依知分署	消防ポンプ自動車	1		
		化学消防ポンプ自動車	1		
		高規格救急自動車	1		
		小型動力ポンプ付積載車	1		
		作業車	1		
		査察車	1		
	小鮎分署	消防ポンプ自動車	1		
		水槽付消防ポンプ自動車	1		
		作業車	1		
		査察車	1		
	睦合分署	消防ポンプ自動車	1		
		高規格救急自動車	2	非常用1台含む	
		作業車	1		
		資材運搬車	1		
		査察車	1		
		支援車	1		
	清川分署	消防ポンプ自動車	1		
		高規格救急自動車	1		
		資材運搬車	1		
	合 計			64	

エ 常備消防力の基準と現有

総務省消防庁で示す「消防力の整備指針（平成12年消防庁告示第1号）」により算定した基準消防力と現有消防力の比較は、次のとおりです。

区 分		基準消防力 (非常用を除く)	現有消防力 (非常用を除く)	基準に対する割合※		
				厚木市 (令和2年4月1 日現在)	全 国	神奈川県 (全体集計)
消 防 車 両	ポンプ自動車	12台	11台	91.7%	97.7%	99.6%
	はしご車	2台	2台	100.0%	88.2%	93.2%
	化学車	2台	2台	100.0%	90.7%	95.6%
	救急車	8台	8台	100.0%	96.3%	93.4%
	救助工作車	2台	2台	100.0%	92.5%	100.0%
消 防 水 利		1,448基	1,430基	98.8%	78.7%	92.6%
消 防 職 員		315人 (現有台数に対する基準)	253人	80.3%	78.3%	86.9%

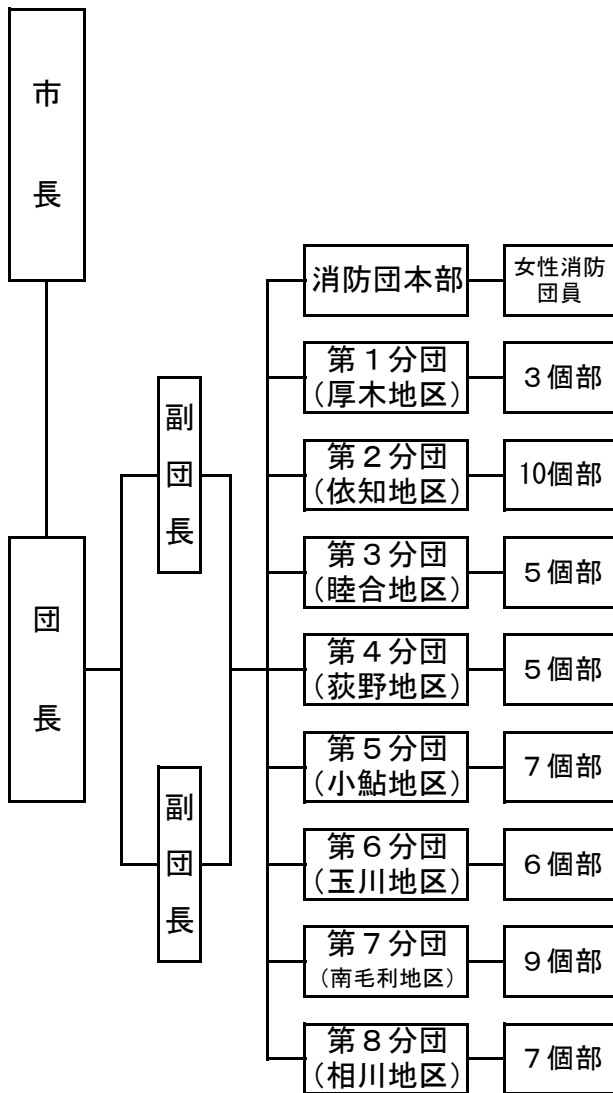
※ 厚木市以外の数値は、令和元年度消防施設整備計画実態調査集計による。

オ 消防団組織と現勢

本市の消防団は、1団・8個分団・52個部、団員定数579人で構成され、日頃は生業を持ちながら「自分たちのまちを自分たちで守る」という郷土愛護の精神に基づき、地域防災の要となって活動しており、災害対応はもとより、地域コミュニティの振興においても大きな役割が期待されています。

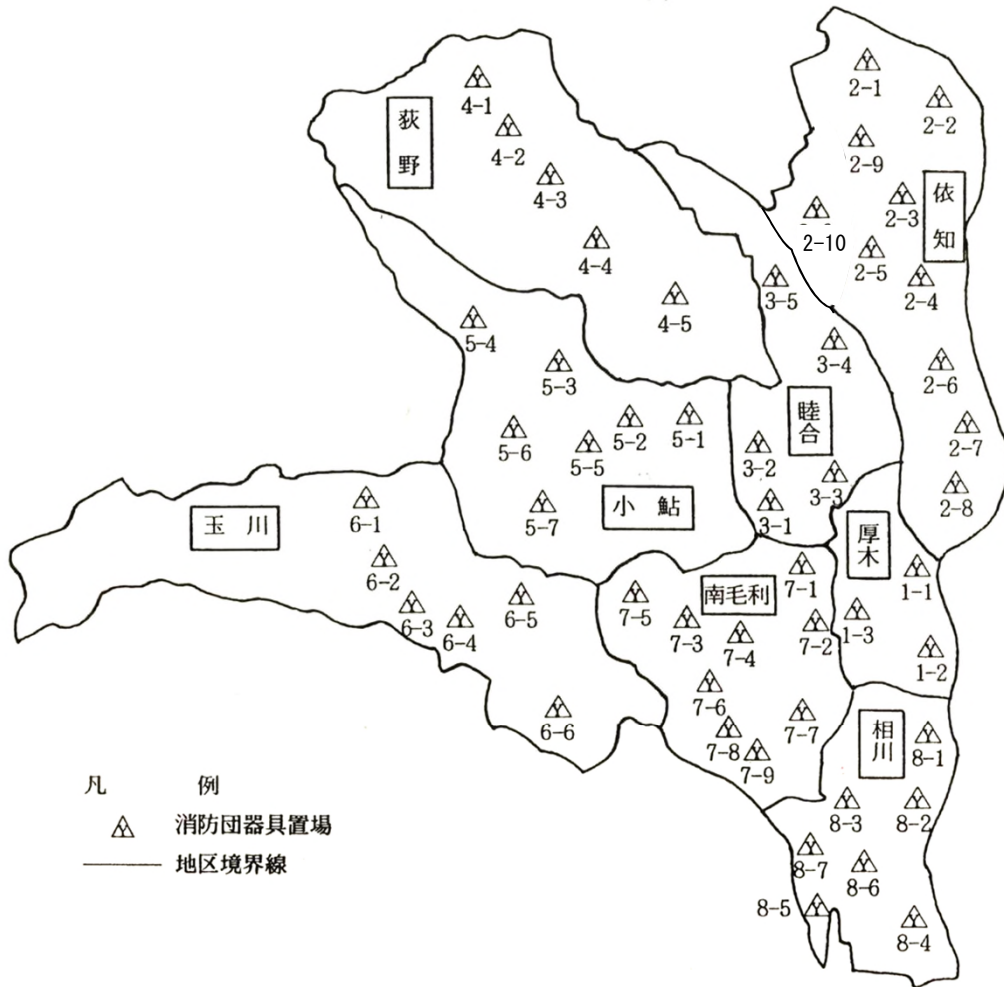
消 防 団 員 定員579名、実員524名
 団 ・ 分 団 ・ 部 数 1団、8個分団、52個部
 小 型 動 力 ポ ン プ 付 積 載 車 52 台

(令和2年4月1日現在)



階 級 と 実 員							車 両 台 数		
団 長	副 団 長	分 団 長	副 分 団 長	部 長	副 部 長	団 員	計	積 載 車	小 型 動 力 ポ ン プ 付
1	2	8	8	52	52	401	524	52	
1	2	-	-	-	-	7	10	-	
-	-	1	1	3	3	28	36	3	
-	-	1	1	10	10	72	94	10	
-	-	1	1	5	5	38	50	5	
-	-	1	1	5	5	40	52	5	
-	-	1	1	7	7	56	72	7	
-	-	1	1	6	6	46	60	6	
-	-	1	1	9	9	69	89	9	
-	-	1	1	7	7	45	61	7	

力 消防団施設配置図



2 火災等の状況

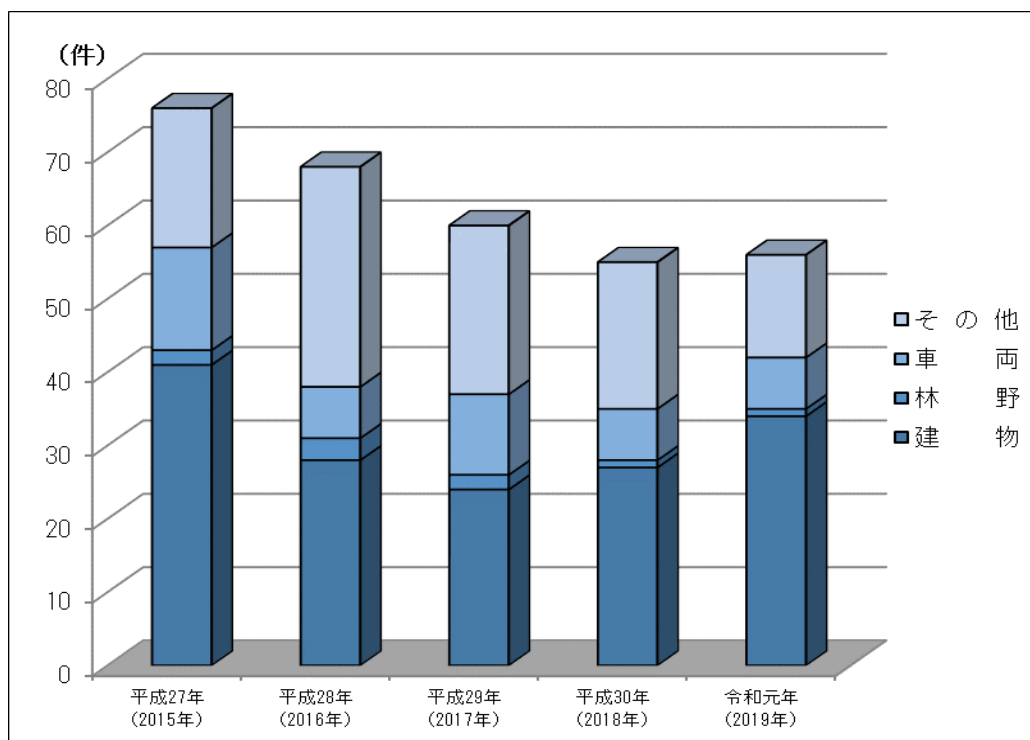
(1) 火 災

平成 27 (2015) 年から令和元 (2019) 年までの火災発生件数は平均 63 件で、約 6 日に 1 件の割合で火災が発生したことになり、令和元年中の火災は 56 件と年々減少傾向にあります。火災件数を種別ごとにみると、建物が全体の約 40%~60%を占めています。

(図表 5・6)

また、火災の発生原因別で見ると、放火や放火の疑いによる火災が上位を占めており、火災全体の約 20%~30%の比率となっています。(図表 7・8)

○ 図表 5 火災種別件数

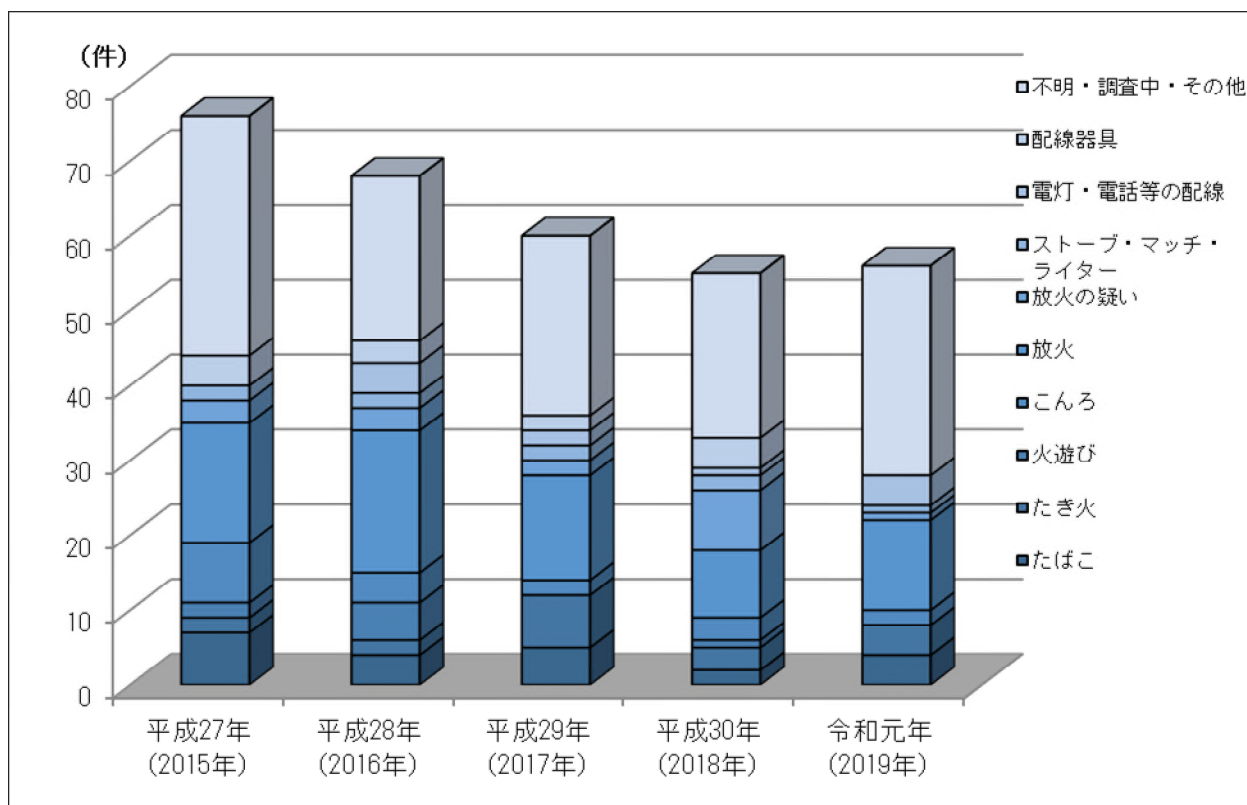


○ 図表 6 火災種別件数

(単位: 件)

種別 \ 年	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)
建 物	41	28	24	27	34
林 野	2	3	2	1	1
車 両	14	7	1	7	7
その他	19	30	23	20	14
合 計	76	68	60	55	56

○ 図表7 火災原因別件数



○ 図表8 火災原因別件数

(単位：件)

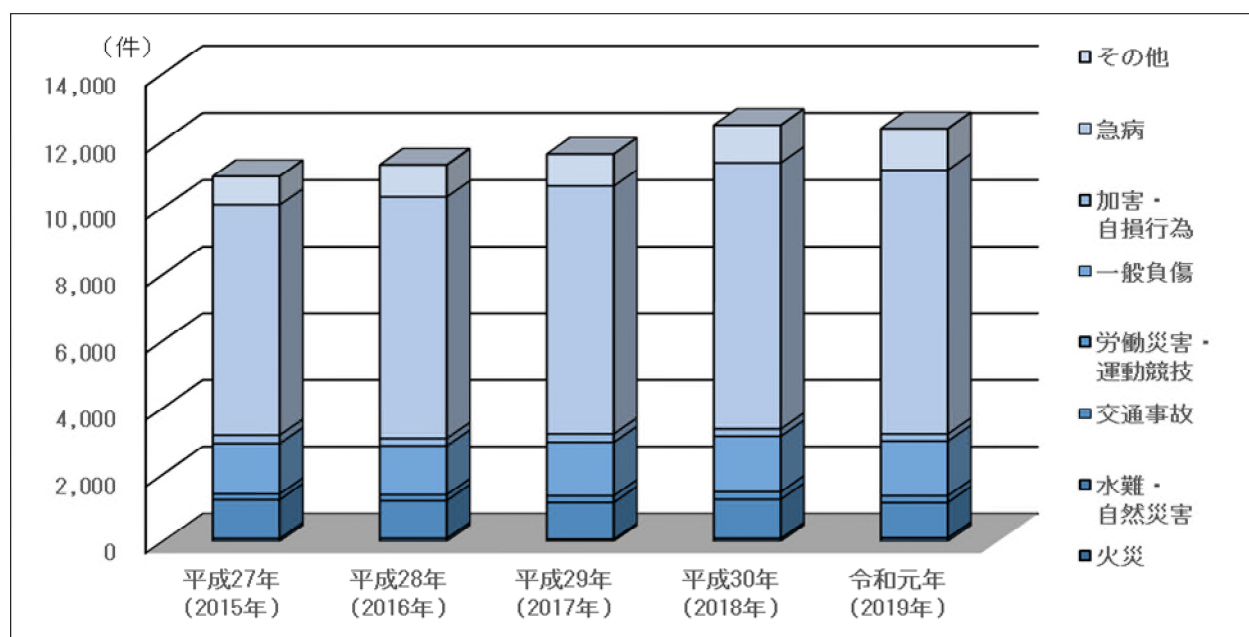
原因 \ 年	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)
たばこ	7	4	5	2	4
たき火	2	2	7	3	4
火遊び	2	5	0	1	0
こんろ	8	4	2	3	2
放 火	16	19	14	9	12
放火の疑い	3	3	2	8	1
ストーブ・マッチ・ライター	2	2	2	2	1
電灯・電話等の配線	0	4	2	1	4
配線器具	4	3	2	4	0
不明・調査中・その他	32	22	24	22	28
合 計	76	68	60	55	56

(2) 救 急

救急出動件数は、全国的に年々増加傾向にあり、本市では平成 30（2018）年に 12,000 件を超え、増加傾向となっています。（図表 9・10）

令和元（2019）年中の出動件数は 12,370 件で、1 日当たりの平均出動件数は 34 件で 42.5 分に 1 件出動しています。

○ 図表 9 年別救急出動件数



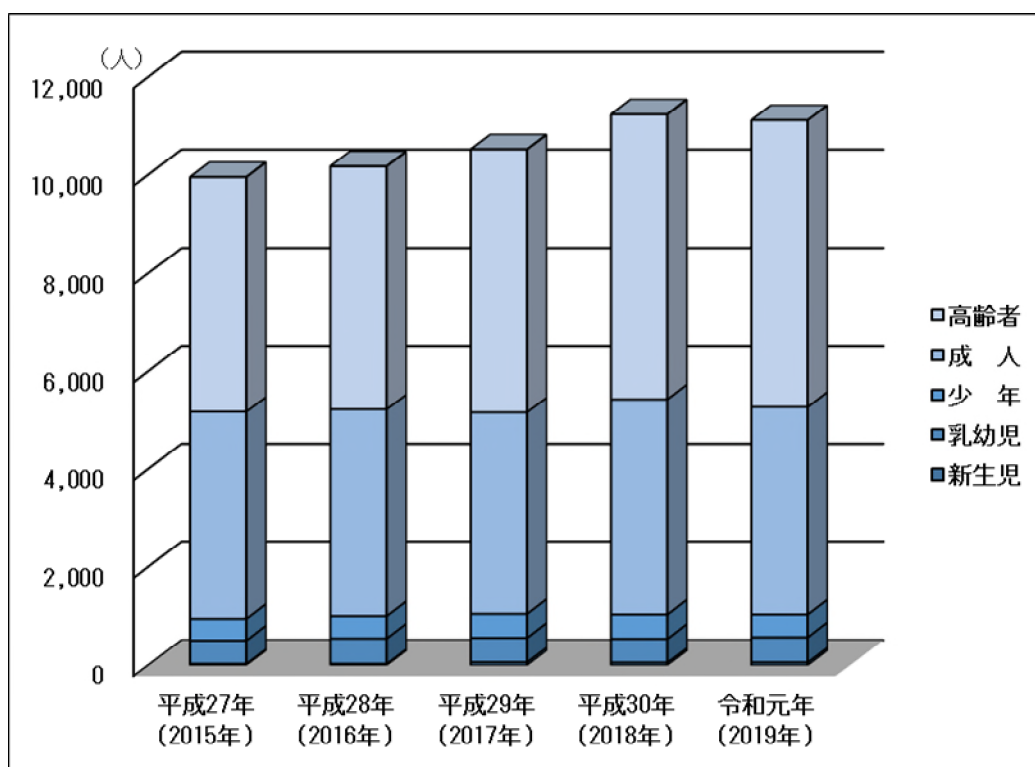
○ 図表 10 年別救急出動件数

(単位：件)

事故種別 \ 年	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)
火 災	88	91	65	83	97
自然災害	-	-	-	2	-
水 難	5	6	4	11	14
交 通	1,158	1,124	1,098	1,164	1,054
労働災害	98	103	101	129	123
運動競技	74	76	100	96	80
一般負傷	1,508	1,457	1,597	1,666	1,633
加 害	103	84	99	89	78
自損行為	153	144	158	134	142
急 病	6,905	7,247	7,435	7,980	7,920
そ の 他	859	961	955	1,117	1,229
合 計	10,951	11,293	11,612	12,471	12,370

救急搬送人員は、高齢者（65歳以上）の占める割合が年々増加しており、令和元（2019）年中では、全体の52.5%を占めています。（図表11・12）

○ 図表11 年齢別救急搬送人員



○ 図表12 年齢別救急搬送人員

(単位：人)

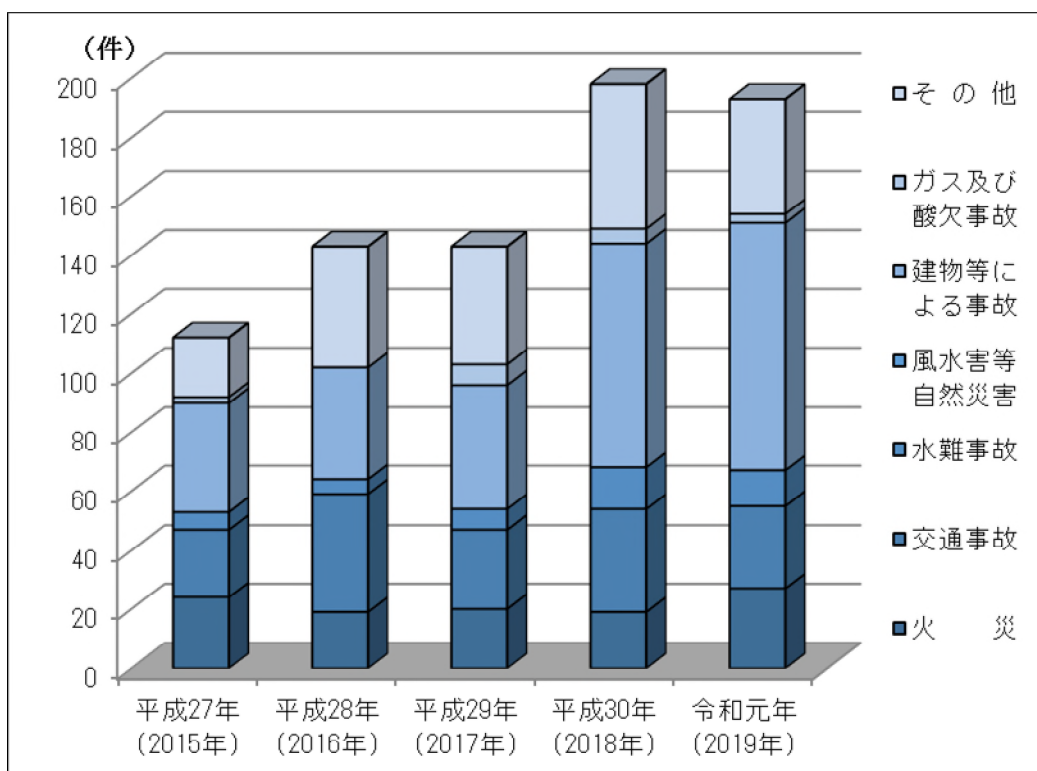
年齢区分	年	平成27年 (2015年)	平成28年 (2016年)	平成29年 (2017年)	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)
新生児 (生後28日以内)		33	32	65	58	63
乳幼児 (生後29日以上7歳未満)		478	519	500	486	513
少年 (7歳以上18歳未満)		436	452	482	490	458
成人 (18歳以上65歳未満)		4,236	4,229	4,124	4,401	4,247
高齢者 (65歳以上)		4,772	4,944	5,354	5,813	5,846
合計		9,955	10,176	10,525	11,248	11,127

(3) 救 助

救助出動件数は、全国的に年々増加傾向にあり、本市では平成 30（2018）年以降に 190 件を超え、増加傾向となっています。

事故種別は、建物等による事故が増加傾向にあり、令和元（2019）年中では全体の 43.5% を占めています。（図表 13・14）

○ 図表 13 年別救助出動件数



○ 図表 14 年別救助出動件数

(単位：件)

事故種別 \ 年	平成 27 年 (2015 年)	平成 28 年 (2016 年)	平成 29 年 (2017 年)	平成 30 年 (2018 年)	令和元年 (2019 年)
火 災	24	19	20	19	27
交通事故	23	40	27	35	28
水難事故	6	5	7	14	12
風水害等自然災害	0	0	0	0	0
建物等による事故	37	37	42	76	84
ガス及び酸欠事故	2	0	7	5	3
その他	20	42	40	49	39
合 計	112	143	143	198	193

第3章では、第10次総合計画のまちづくりビジョンとしての「命、財産を守り抜くまち」の実現を目指すため、基本施策であります「消防力の充実・強化」に向け、消防本部が取組む単位施策の方向性と取組を示します。

1 あらゆる災害に迅速・的確に対応する消防体制の強化【消防体制の充実】



(1) 消防組織の整備充実

ア 消防庁舎の整備

【現状と課題】

- 本市の消防は、1本部、2消防署、7分署体制で構成しており、現在、地域の消防・防災拠点である相川分署と南毛利分署の移転整備に着手しています。
- 消防・防災拠点として重要な施設である消防本部（厚木消防署本署）庁舎は、竣工以来48年が経過し、老朽化や狭あい化、また、機能強化が課題となっており、建て替えを検討する必要があります。
- 睦合分署と併設する消防訓練場は、厚木・秦野道路の事業用地として収用されることから、再整備を進める必要があります。

《施策の方向性》

- 地域の消防・防災拠点である相川分署及び南毛利分署の移転整備を令和3（2021）年度に完了し、当該地区の消防体制を更に強化します。
- 8署所のうち、竣工以来48年が経過して老朽化した厚木消防署本署庁舎を消防・防災の拠点施設としての機能を常に維持していくため、「厚木市公共施設最適化基本計画」や「厚木市消防署所適正配置計画」等の関連計画を踏まえながら、移転を含め、建て替えを検討します。
- 睦合分署と併設する消防訓練場は、消火や救助・救急などの消防活動の基本である実践的な訓練や消防団との連携訓練などが実施可能な訓練施設の再整備を進めます。

イ 組織体制の強化

【現状と課題】

- 消防本部機能が市役所本庁舎と一体整備されることに伴い、消防本部及び厚木消防署本署の機能維持に向けた災害対応力の強化を更に図る必要があります。

- 圏央厚木インターチェンジから本市の北西部にかけて厚木・秦野道路が建設されることから、今後の消防・救急体制を見据えた見直しを検討する必要があります。
- 新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、感染防止対策の徹底や予防接種実施、職場内のクラスターの発生した場合の対応など、勤務体制の見直しを検討する必要があります。

《施策の方向性》

- 消防本部と厚木消防署本署との連携性の確保と機能強化を図るため、厚木消防署本署に管理部門を配置するなど、組織体制の見直しを検討します。
- 消防・救急体制の見直しについては、管轄区域内の道路状況や災害発生状況、現場到着までの走行時間などを勘案し、検討します。
- 感染症に対する予防接種を積極的に推進し、消防・救急業務に従事する職員への感染防止対策の徹底を図るとともに、職場内での集団感染（クラスター）に備え、勤務体制の見直しを検討します。

ウ 職員の人材育成

【現状と課題】

- 消防職員は、複雑・多様化、大規模化する災害に対して、臨機に対応する能力が求められており、また、ベテラン職員の退職に伴い、組織の若返りが図られた一方で、経験の不足が課題となっていることから、消防技術の伝承や高度な専門的知識と技術の習得が必要となっています。

《施策の方向性》

- 消防・救助・救急業務に必要な高度で専門的な知識や技術の伝承と習得に併せ、各種資格の取得や各種研修への派遣を推進し、幅広い視野と知識を持つ職員の人材育成に努めます。

(2) 消防装備・消防水利の充実

消防車両・消防資機材・消防水利の整備

【現状と課題】

- 複雑・多様化する災害に迅速・的確に対応するため、機能性に優れた消防車両や資機材を計画的に整備する必要があります。
- 防火水槽や消火栓などの消防水利は、火勢鎮圧のため、消防機械と同様に、必要不可欠であり、特に大規模地震による火災発生時には、消火栓が

使用不能となることが予想されることから、耐震性を有する防火水槽を計画的に整備する必要があります。

《施策の方向性》

- 消防車両は、消防車両更新計画に基づき、その機能性や操作性などを重視して最新鋭の装置を備えた消防車両を計画的に整備します。
- 消火や人命救助、救急活動を迅速・的確に遂行するため、消防資機材を計画的に整備します。
- 平常時における火災への対応はもとより、大規模地震による火災の発生に対し、効果的に消火活動が展開できるよう、耐震性防火水槽の計画的な整備を進めます。

(3) 警防業務の充実

大規模災害への対応

【現状と課題】

- 全国的に大規模な火災や地震、豪雨災害や火山噴火など、甚大な被害が発生し、また、国外ではテロ災害の発生など、複雑・多様化、大規模化する災害への対応において消防が果たす責務が高まっています。
- 都心南部直下地震や大型台風、局地的豪雨の発生が危惧されていることから、地域防災の要である消防団をはじめ、広域的な消防応援、受援体制の構築など、更なる連携強化が求められています。

《施策の方向性》

- 発生が危惧される大規模地震や大規模化する風水害などに対する即応体制を強化するため、より実践的な訓練を実施します。
- 大規模災害の発生時における広域的な応援や受援計画の見直しを図り、消防広域応援体制を確保します。
- 地域防災の要である消防団との連携強化はもとより、他都市消防本部や警察などの関係機関との広域的な訓練を通じ、大規模災害に対する連携強化を図ります。

(4) 通信指令体制の強化

【現状と課題】

- 平成 28 (2016) 年度から高機能消防指令システムを導入し、その後、聴覚・言語障がい者からの緊急通報に対応できる Net119 緊急通報システム

や外国人に対応するため、多言語電話通訳業務を運用するなど、通信指令体制の充実を図っています。

- 119番通報の約70%が救急要請であることから、救命率の向上を図るため、迅速・的確な緊急度判定と口頭指導が必要となっています。
- 高機能消防指令システムについては、令和7（2025）年度が更新時期となることから、市役所新庁舎への移転に併せて整備を進める必要があります。

《施策の方向性》

- 緊急度判定や口頭指導を迅速・的確に行うため、救急に係る教育体制を構築し、通信指令体制の充実を図ります。
- 市役所本庁舎と消防本部機能の一体整備を進め、通信指令業務に従事する職員の専従化や近隣消防本部との高機能消防指令センターの共同運用について検討します。

（5）消防団の充実

【現状と課題】

- 消防団は、地域の安心と安全を守る要として、重要な役割を担っていますが、全国的に消防団員が減少傾向にあり、地域防災力の低下が懸念されていることから、活動しやすい環境を整え、魅力ある消防団として、長期的に幅広く人材を確保していく必要があります。

《施策の方向性》

- 地域防災の中核をなす消防団の重要性と必要性を多くの市民に理解していただくため、各種イベントなどを活用したPR活動を展開します。
- 消防団協力事業所表示制度による市内事業所への周知を推進するとともに、学生消防団活動認証制度等を活用した若年層の団員確保に取り組みます。
- 大規模災害に備え、消防団との連携を強化するとともに、消防団施設や装備品の整備に取り組み、消防団活動の活性化を推進します。

2 市民協働による応急救護体制の強化【救急体制の充実】



(1) 救急高度化の推進

【現状と課題】

- 救急業務の高度化が求められている中、救急需要に的確に対応するため、救急救命士を計画的に養成するとともに、救急隊員の資質向上に向けた再教育研修体制を充実させ、更なる救命率の向上に取り組む必要があります。

《施策の方向性》

- 救急車に常時3人の救急救命士乗車に向けて、計画的に救急救命士を養成するとともに、高度な医療処置ができる認定救急救命士を育成します。
- 医療機関と連携した派遣型ワークステーション事業を継続し、救急隊員の資質向上を図るとともに、医師が現場に出動するドクターカーを運用し、救急体制を強化します。
- 神奈川県メディカルコントロール協議会が認定する指導救命士を計画的に育成し、救急教育の充実を図ります。

(2) 応急手当普及啓発の推進

【現状と課題】

- 救急車が到着するまでに実施する応急手当は、救命効果を高めるために重要な役割を果たすことから、引き続き、救命講習会を開催し、応急手当の普及啓発を図っていく必要があります。

《施策の方向性》

- 市民協働による応急救護体制を強化するため、市民ニーズや年齢層に応じた救命講習会を積極的に開催して普及啓発に取り組むとともに、救命講習会において受講者に指導ができる応急手当普及員を養成し、応急手当の更なる普及啓発を推進します。
- 市民向け応急手当WEB講習（eラーニング）等による講習時間の短縮を図るなど、新たな日常を取り入れた効果的な普及啓発に取り組みます。

(3) 救急需要対策の推進

【現状と課題】

- 救急需要は、超高齢社会の進展等を背景に年々増加傾向にあり、救急搬送人員の約40%は入院の必要がない軽症であることから、緊急性の高い傷病者

に優先して救急車が出動できるよう、引き続き、救急車の適正利用や予防救急を推進していく必要があります。

《施策の方向性》

- 救急車の適正利用及びケガや事故を未然に防止する予防救急の取り組みについては、救命講習会を通して理解を求めるほか、様々な媒体を活用しての広報活動や救急の日のイベントを開催するなど、普及啓発を推進し、市民救命力の向上を図ります。

3 地域や事業所と連携した火災予防対策の推進 【火災予防対策の推進】



(1) 住宅防火対策の推進

【現状と課題】

- 本市の火災件数は、減少傾向にあるものの、建物火災のうち住宅火災が約半数を占めていることから、地域ぐるみで住宅防火対策を推進していく必要があります。

《施策の方向性》

- 火災による死傷者をなくし、被害を低減するため、幼児や小・中学生などの若い世代への防火思想の普及啓発や家庭における出火防止対策を推進します。
- 火災の早期発見と被害の低減を図るため、住宅用火災警報器の設置や維持管理の重要性について広く周知し、地域ぐるみで住宅防火対策を推進します。

(2) 防火管理体制の充実

【現状と課題】

- 全国で発生した社会的影響が大きい過去の火災事例を踏まえ、計画的に立入検査を実施し、消防法令に適合しない違反対象物の是正を強化する必要があります。

《施策の方向性》

- 違反対象物の是正指導体制を強化するため、専門的知識を有する職員の養成に取り組みます。
- 防火管理体制の強化を図るため、事業所の使用実態に応じた消防訓練を指導します。

(3) 危険物施設の安全確保の強化

【現状と課題】

- 危険物施設は、近年の社会情勢により全国的に減少傾向にあるものの、火災や漏えい事故の発生件数は、施設の経年劣化などにより、増加傾向にあることから、保安管理の徹底を図る必要があります。

《施策の方向性》

- 危険物の適切な貯蔵、取扱い及び保安管理について、施設の実態に応じた安全対策の徹底を指導するとともに、全国で発生した事故事例や事故防止対策に必要な情報を発信し、自主保安体制の強化を促進します。



厚木市消防力整備計画

令和3年3月発行

厚木市消防本部消防総務課